

厚岸町規則第29号

厚岸町表彰条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町表彰条例施行規則等の一部を改正する規則

(厚岸町表彰条例施行規則の一部改正)

第1条 厚岸町表彰条例施行規則(昭和60年厚岸町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(審査委員会招集の特例)

第6条の2 委員長は、緊急の必要があり審査委員会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審査委員会の会議に代えることができる。

2 前条第6項の規定は、前項の場合について準用する。

(矢白別演習場対策委員会条例施行規則の一部改正)

第2条 矢白別演習場対策委員会条例施行規則(昭和38年厚岸町規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(委員会招集の特例)

第3条の2 委員長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町史編集委員会規則の一部改正)

第3条 厚岸町史編集委員会規則(平成8年厚岸町規則第41号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「の招集」を削り、同条に次の3項を加える。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条の次に次の1条を加える。

(委員会招集の特例)

第5条の2 委員長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町個人情報保護審議会規則の一部改正)

第4条 厚岸町個人情報保護審議会規則(平成8年厚岸町規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(審議会招集の特例)

第3条の2 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町個人情報保護審査会規則の一部改正)

第5条 厚岸町個人情報保護審査会規則(平成8年厚岸町規則第28号)の一部を次の

ように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(審査会招集の特例)

第3条の2 会長は、緊急の必要があり審査会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審査会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町児童館条例施行規則の一部改正)

第6条 厚岸町児童館条例施行規則（平成6年厚岸町規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(委員会招集の特例)

第7条の2 町長又は委員長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、協議する事項の概要を記載した書面を各委員に回付し、意見の有無及びその内容を募り、委員会の会議に代えることができる。

(厚岸町障害支援区分等審査会規則の一部改正)

第7条 厚岸町障害支援区分等審査会規則（平成18年厚岸町規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第2条第4項中「事項が」を「事故」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 合議体は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

5 合議体の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、合議体の長の決するところによる。

第2条の次に次の1条を加える。

(合議体招集の特例)

第2条の2 委員長は、緊急の必要があり合議体の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、合議体の会議に代えることができる。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)

第8条 厚岸町青少年問題協議会条例施行規則（平成20年厚岸町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、委員」を「、委員の」に改める。

第5条の見出し中「の招集」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 専門部会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、専門部会長の決するところによる。

第5条の次に次の1条を加える。

(協議会及び専門部会招集の特例)

第5条の2 会長は、緊急の必要があり協議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

- 2 前項の規定は、専門部会の会議に準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「専門部会長」と読み替えるものとする。
- 3 第2条第2項及び第3項並びに前条第2項及び第3項の規定は、前2項の場合について準用する。

(厚岸町国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第9条 厚岸町国民健康保険条例施行規則（平成14年厚岸町規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(以下「会議」という。)」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「会議」を「協議会の会議」に改め、同条第5項中「会議」を「協議会の会議」に、「条例第2条」を「条例第2条第2項」に改め、同条第6項中「会議」を「協議会の会議」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(協議会招集の特例)

第4条の2 会長は、緊急の必要があり協議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合には、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 前条第5項及び第6項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町営牧場運営委員会設置規則の一部改正)

第10条 厚岸町営牧場運営委員会設置規則（昭和45年厚岸町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(委員会招集の特例)

第6条の2 会長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町観光審議会条例施行規則の一部改正)

第11条 厚岸町観光審議会条例施行規則（昭和55年厚岸町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(審議会招集の特例)

第3条の2 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 第2条第2項及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町空家等対策の推進に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 厚岸町空家等対策の推進に関する条例施行規則(令和2年厚岸町規則第64号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(協議会招集の特例)

第8条の2 会長は、緊急の必要があり協議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(厚岸町都市計画審議会条例施行規則の一部改正)

第13条 厚岸町都市計画審議会条例施行規則(平成12年厚岸町規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(審議会招集等の特例)

第3条の2 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員の2分の1以上の同意を得て、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

2 審議会の議事は、前項の規定により同意した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(町立厚岸病院及び厚岸町介護老人保健施設運営委員会規則の一部改正)

第14条 町立厚岸病院及び厚岸町介護老人保健施設運営委員会規則（昭和54年厚岸町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（委員会招集の特例）

第5条の2 委員長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。

2 第4条及び前条第1項の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

この規則は、令和3年3月30日から施行し、第1条の改正後の厚岸町表彰条例施行規則の規定、第2条の改正後の矢白別演習場対策委員会条例施行規則の規定、第3条の改正後の厚岸町史編集委員会規則の規定、第4条の改正後の厚岸町個人情報保護審議会規則の規定、第5条の改正後の厚岸町個人情報保護審査会規則の規定、第6条の改正後の厚岸町児童館条例施行規則の規定、第7条の改正後の厚岸町障害支援区分等審査会規則の規定、第8条の改正後の厚岸町青少年問題協議会条例施行規則の規定、第9条の改正後の厚岸町国民健康保険条例施行規則の規定、第10条の改正後の厚岸町営牧場運営委員会設置規則の規定、第11条の改正後の厚岸町観光審議会条例施行規則の規定、第13条の改正後の厚岸町都市計画審議会条例施行規則の規定及び第14条の改正後の町立厚岸病院及び厚岸町介護老人保健施設運営委員会規則の規定は令和2年4月1日から適用し、第12条の改正後の厚岸町空家等対策の推進に関する条例施行規則の規定は令和2年9月30日から適用する。